東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還等に関する取扱要項

（平成23年３月24日制定）

（趣旨）

第１条　この要項は，東京学芸大学新教員養成コース特別給付金に関する要項（以下「給付要項」という。）第３条第３項及び第７条第３項に基づき，特別給付金（以下「給付金」という。）の申請及び返還等の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

（申請）

第２条　給付金の貸与を希望する者は，新教員養成コース特別給付金申請書（別紙様式１），誓約書（別紙様式２）その他必要な書類を添えて，別途指定する日までに学長に提出しなければならない。

（貸与の決定等）

第３条　貸与の決定は，関係書類に基づき，教育学研究科運営委員会の選考を経て学長が行う。

２　貸与の決定は，直接本人に通知する。

３　所定の手続きが完了した後，届出のあった口座に給付金を振込む。

（返還の期限等）

第４条　給付金の貸与を受け返還の義務を有した者（以下「返還者」という。）の給付金の返還は，給付要項第７条第１項に規定する返還事由が生じた日の属する月の翌月から行わなければならない。ただし，給付要項第７条第２項の規定により返還猶予の許可を得た者は，許可された期間の返還を猶予する。

２　返還期限は，返還開始後４年以内とし，返還者の返還計画に基づいて大学が承認した期間とする。

３　返還方法は，一括返還又は月賦返還のいずれかとする。

４　月賦返還の割賦金の額は，１万円を下回ってはならない。

５　返還に当たっては，特別給付金返還計画書（別紙様式３）を別途指定する日までに提出し，学長の承認を得なければならない。

６　返還者が，支払い能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠ったと認められるときは，当該返還者は，本学の請求に基づき，その指定する日までに返還未済額の全部を返還しなければならない。

（教員就職に係る返還免除）

第５条　本学大学院教育学研究科又は連合学校教育学研究科を修了後（給付要項第７条第２項の規定により返還猶予の許可を得た者については修了後２年以内）に国公私立の学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校等）の教員に就職した者に限り，願い出により特別給付金の返還を免除することができる。

２　前項の規定による教員とは，正規採用及び臨時的任用（臨時的に病休，産休，育児休業などの代替教員等として任用された者）に限るものとする。

３　返還の免除を希望する者は，教員に就職後１月以内に特別給付金返還免除願（別紙様式４），就職先の学校長が発行する在職証明書及び辞令（人事異動通知書等）の写しを提出し，学長の許可を得

なければならない。

４　返還免除の決定は，直接本人に通知する。

（死亡等による返還免除）

第６条　給付金の貸与を受けた者が死亡し，又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し，その給付金の返還することができなくなったときは，その返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

２　給付金の貸与を受けた者が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し，その給付金を返還することができなくなったときは，その返還未済額の一部の返還を免除することができる。

３　前２項の規定による給付金の返還免除を受けようとするときは，返還者又は相続人は，連帯保証人との連署による特別給付金返還免除願（別紙様式４）に，それぞれ次の各号の書類を添えて本学に提出しなければならない。

(1)　死亡によるときは戸籍抄本又は個人事項証明書等の公的な証明書

(2)　精神又は身体の障害によるときは次の書類

イ　その事実及び程度を証する診断書

ロ　返還できなくなった事情を証明する書類

第７条　本学は，前条の願い出があったときは，これを審査決定し，その結果を返還者又は相続人並びに連帯保証人に通知する。

（返還猶予の願い出）

第８条　給付要項第７条第２項の規定により特別給付金の返還の猶予を希望する者は，別途指定する日までに特別給付金返還猶予願（別紙様式５）を提出し，学長の許可を得なければならない。

２　返還の猶予の決定は，直接本人に通知する。

３　返還の猶予を願い出て許可を得た者は，猶予期間中の毎年５月１日及び１１月１日現在の現況届（別紙様式６）を学長に提出しなければならない。

第９条　給付要項第７条第２項の規定によるもののほか，給付金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当する場合，願い出により給付金の返還を猶予することができる。

(1)　災害又は傷病によって返還が困難となったとき。

(2)　生活保護法による生活保護を受けているとき。

(3)　その他やむを得ない事由によって返還が著しく困難となったとき。

２　前項各号による猶予期間は次のとおりとする。

(1)　第１号及び第３号に該当するとき　１年以内で当該事由が継続する期間

(2)　第２号に該当するとき　当該事由が継続する期間

３　返還期限の猶予を受けようとする者は，特別給付金返還期限猶予願（別紙様式７）にその事由を証明することのできる書類を添付し提出し，学長の承認を得なければならない。

４　返還の猶予の決定は，直接本人に通知する。

（連帯保証人）

第１０条　返還者は，返還に当たり連帯保証人を立てなければならない。

（返還の督促）

第１１条　本学は，給付金の返還を延滞している返還者に対し，当該返還者が延滞している給付金の額及びその支払方法等を示して返還を督促するものとする。

（連帯保証人に対する督促）

第１２条　前条の督促に応じない場合，本学は，返還者の連帯保証人に対し，当該返還者が返還を延滞している給付金の額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。

（延滞金）

第１３条　返還者が給付金の返還を延滞したときは，延滞金を徴するものとする。

２　前項の額は，延滞している給付金の返還額に，返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（３６５日当たり）５パーセントの割合を乗じて計算した額とする。ただし，本学は，災害，傷病その他やむを得ない事由により延滞したと認められる場合，その延滞金を減免することができる。

３　本学は，前２条の督促又は請求を行う場合には，前項の規定により計算した額の延滞金の納入を併せて督促又は請求するものとする。

（事務）

第１４条　給付金の返還に関する事務は，関係部課の協力を得て，学務部学務課が処理する。

（要項の改廃）

第１５条　この要項の改廃は，教育研究評議会の議を経て学長が定める。

（補則）

第１６条　この要項に定めるもののほか，給付金の申請及び返還に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この要項は，平成２３年４月１日から施行する。

別紙様式　1

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金申請書

東京学芸大学長　　殿

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金に関する要項」及び「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」に基づき、連帯保証人と連署のうえ、関係書類を添えて申請します。

平成　　年　　月　　日

本　　人　　大学院教育学研究科　　専　攻
コース
サブコース

平成　　年度入学
（学生番号）　　－

氏（ふり）名（がな）　　印

住　所　〒

連帯保証人　氏（ふり）名（がな）　　印

住　所　〒

続　柄　本人の（　　）

（備考）
連帯保証人は，入学時提出の誓約書と同一人物とする。

別紙様式　２

誓　　約　　書

東京学芸大学長　　殿

私　　は、「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金に関する要項」及び「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」の規定を理解した上で、新教員養成コース特別給付金の申請を行っていることを誓約します。また、貸与決定後には、貸与学生として教員を目指すべく修学するとともに、返還の義務を有した場合は、誠実に履行することを誓約いたします。

平成　　年　　月　　日

本　　人　　氏（ふり）名（がな）　　印

現住所　〒

連帯保証人　　氏（ふり）名（がな）　　印

現住所　〒

続　柄　本人の（　　）

（備考）
連帯保証人は，入学時提出の誓約書と同一人物とする。

別紙様式　３

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金返還計画書

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　　殿

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第４条第５項に基づき，提出します。

１．氏（ふり）　名（がな）

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・コース・サブコース名

専攻　　コース　　サブコース

３．給付金の貸与期間等

⑴　貸与期間　　年　　月　～　　年　　月（　　ケ月）

⑵　貸与金額　　合計　　円

４．返還計画等

⑴　返　還　方　法　　一括　・月賦（　　／月）

⑵　月賦の返還期間　　年　　月　～　　年　　月　（計　　ケ月）

５．返還期間中の連絡先

住　　所　〒　　－

TEL　　－　　－　　携帯：（　　）－　　－

勤務先名称

勤務先所在地　〒　　－

TEL　　－　　－　　内線

６．連帯保証人

氏　　名

住　　所　〒

TEL（　　）－　　－　　携帯：（　　）－　　－

勤務先所在地　〒　　－

TEL（　　）－　　－

年　　月　　日

返還者氏名　　印

別紙様式　4

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金返還免除願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」（第５条／第６条）に基づき，提出関係書類を添えて申請します。

１．氏　名（ふりがな）

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・コース・サブコース名

専攻　　コース　　サブコース

３．給付金の貸与期間等

⑴　貸与期間　　年　　月　～　　年　　月（　　ケ月）

⑵　貸与金額　　合計　　円

４．給付金の返還状況（死亡等の返還免除の場合）

⑴　返済済額・期間　　円　　年　　月　～　　年　　月（　　ケ月）

⑵　返済未済額・期間　　円　　年　　月　～　　年　　月（　　ケ月）

５．返還免除となる事由等

返還者又は相続人

住　所　〒

氏　名　　印

連帯保証人

住　所　〒

氏　名　　印

別紙様式　５

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金返還猶予願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第８条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。

１．氏（ふり）　名（がな）

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・コース・サブコース名

専攻　　コース　　サブコース

３．給付金の貸与期間等

⑴　貸　　与　　年　　月　～　　年　　月（　　ケ月）

⑵　貸与金額　　合計　　円

４．返還期限猶予となる事由等

返還者

住　所　〒

氏　名　　印

連帯保証人

住　所　〒

氏　名　　印

別紙様式　６

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金返還猶予現況届

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第８条第３項に基づき，提出関係書類を添えて提出します。

１．氏（ふり）　名（がな）

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・コース・サブコース名

専攻　　コース　　サブコース

３．修了後の進路の状況

４．教員採用試験等の受験状況

返還者

住　所　〒

氏　名　　印

（備考）

猶予期間中のそれぞれ毎年５月１日及び11月１日現在で提出しなければならない。

別紙様式　7

東京学芸大学新教員養成コース特別給付金返還期限猶予願

平成　　年　　月　　日

東京学芸大学長　殿

「東京学芸大学新教員養成コース特別給付金の申請及び返還に関する取扱要項」第９条に基づき，提出関係書類を添えて申請します。

１．氏（ふり）　名（がな）

２．大学院教育学研究科在学時の専攻・コース・サブコース名

専攻　　コース　　サブコース

３．給付金の貸与期間等

⑴　貸　　与　　年　　月　～　　年　　月（　　ケ月）

⑵　貸与金額　　合計　　円

４．給付金の返還状況

⑴　返済済額　・期間　　円　　年　　月　～　　年　　月（　　ケ月）

⑵　返済未済額・期間　　円　　年　　月　～　　年　　円（　　ケ月）

５．返還猶予期間

年　　月　～　　年　　月（　　ケ月）

６．返還期限猶予となる事由等（証明書等添付すること）

返還者

住　所　〒

氏　名　　印

連帯保証人

住　所　〒

氏　名　　印